

ハイライト:

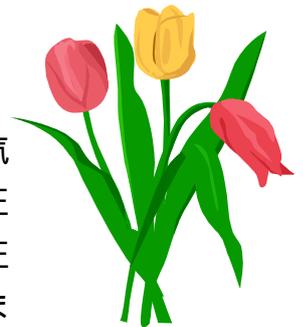
- ・平成26年度税制改正大綱のポイントを解説します。
- ・平成27年1月1日以後より適用となる相続税の内容を解説します。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

少しずつ寒さも和らぎ、まもなく春の到来となりますが、花粉症の方には辛い季節となります。体調管理には気をつけたいですね。第57号では、平成26年度税制改正大綱を中心に取り上げました。国会を通過するまでは正式な決定ではありませんので、変更の可能性もあります。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



目次:

ご挨拶	1
平成26年度税制改正大綱のポイント <個人所得課税>	1
平成25年度税制改正により、平成27年1月以後適用となるもの	2

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

平成26年度税制改正大綱のポイント <個人所得課税>

平成25年12月24日、平成26年度税制改正大綱が閣議決定されました。デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置が盛り込まれています。その中から、個人所得課税に関する内容について解説いたします。

給与所得控除額の引き下げ (>.<)

平成25年度から、給与収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額 245万円の上限適用が始まりました。平成26年度税制改正でも、引き続き段階的に給与所得控除額の見直しが行われる予定です。

給与収入金額		~ 162.5万円	300万円	500万円	800万円	1,000万円	1,200万円	1,500万円 ~	
給与所得控除額 (1)	現行	65万円	108万円	154万円	200万円	220万円	230万円	245万円	
	改正案	平成28年分	65万円	108万円	154万円	200万円	220万円	230万円	
		平成29年分	65万円	108万円	154万円	200万円	220万円		

(1) 給与所得控除額とは、給与所得者に認められている必要経費のようなもので、年収により決められています。所得税や住民税を計算する際に使用しますが、給与所得控除額が減少すると、課税対象となる給与所得が増えるため税額が増加します。

<例> 給与収入 1,500万円の方の給与所得控除額を比較すると、

【現行】：給与所得控除額 245万円

【改正案 平成28年分】：給与所得控除額 230万円

【改正案 平成29年分】：給与所得控除額 220万円

現行と比較すると
平成28年度 差額 15万円
平成29年度 差額 25万円
所得が増えることになり、
よって税額も増加します。

給与計算担当者の方は、適用する源泉徴収税額表にご注意ください。

NISA(少額投資非課税制度)の利便性向上 (^_^)

NISA口座を開設する金融機関について、1年単位での変更を認められる予定です。

平成 26年 27年 28年 29年 30年 31年 32年 33年 34年 … **【改正案】** **【現行】**

勘定設定期間	26年	100万円投資				A金融機関	A金融機関
	27年		100万円投資			B金融機関	
	28年			100万円投資		C金融機関	
	29年				100万円投資	D金融機関	
勘定設定期間	30年				100万円投資		B金融機関
	31年					100万円投資	
	∴					∴	

現行では、最長で4年間は、他の金融機関で口座を開設することができませんが、改正案では、1年単位で金融機関を変更できるようになる予定です。

そのため、各年において、希望した金融商品を取り扱っている金融機関に自由にNISA口座を開設することができるようになります。

NISA口座を廃止した場合、翌年にはNISA口座を再開設できる予定です。

	勘定設定期間 (平成26年～平成29年)				勘定設定期間(平成30年～)	
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	…
【現行】	NISA口座の廃止後、同一勘定設定期間中は、NISA口座の開設ができない。				→	
【改正案】	→				→	
	NISA口座で投資開始	NISA口座の廃止	NISA口座の開設可能に！		NISA口座を開設し投資可能	

その他の改正 - ゴルフ会員権等の譲渡損失の損益通算廃止

ゴルフ会員権やリゾート会員権等は、「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産」として「生活に通常必要でない資産」に加えられることとなり、ゴルフ会員権等を売却したことにより生じた損失は、事業所得や給与所得などの他の所得との損益通算ができなくなります。

平成 26年4月1日以後の譲渡等より適用予定です。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



平成25年度税制改正により、平成27年1月以後適用となるもの 相続税の改正 (>_<)

昨年、平成25年度税制改正により決定した内容ですが、相続税の基礎控除が4割縮小され、下記の表のように税率構成の見直しが行われました。いよいよ、**平成 27年1月1日以後の相続又は遺贈から適用されます。**

	現行		改正後	
基礎控除	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数		3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数	
税率区分	区分	税率	区分	税率
	1億円以下	省略	1億円以下	省略
	3億円以下	40%	2億円以下	40%
			3億円以下	45%
	3億円超	50%	6億円以下	50%
6億円超			55%	

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。